

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・職種：全職種
- ・地域：国内、台湾、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、ラオス人民民主共和国
但し、国外においては出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能、就労が認められる在留資格を持つ外国人に係る職業紹介となります。

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	690円（手数料負担者は求人者とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後6ヵ月間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の10.3%（手数料負担者は求人者とします。）
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後6ヵ月間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の10.3%（手数料負担者は求人者とします。）
【サーチ/スカウト型】 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円・活動1日当たり 0円 成功報酬 当該求職者の就職後6ヵ月間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の10.3%（手数料負担者は求人者とします。）
【再就職支援型】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 0円・相談、助言終了時 0円 成功報酬 当該求職者の就職後6ヵ月間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の10.3%（手数料負担者は関係雇用主とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後6ヵ月間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の10.3%（手数料負担者は求人者とします。）

- ・求職者からは手数料は一切徴収致しません。

●返戻金制度に関する事項

当組合は、紹介により就職した求職者の方が、入社後2ヵ月以内に求職者の方の都合により退職した場合、成功報酬を50%返戻する制度を設けております。尚、求人者との契約において異なる取り決めを行う場合がございます。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：職業紹介責任者 西澤敏彦 連絡先：090-4181-0441

●個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規定」は次のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、企業組合ワークプラザの職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 西澤敏彦 とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めるものとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 西澤敏彦 とする。